

住宅・建築物高効率エネルギーシステム
導入促進事業費補助金
(高効率給湯器導入支援事業)
(都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器)

業務方法書
(平成18年4月3日:施行)

(目的)

第1条 この業務方法書は、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)交付要綱(平成15・03・11財資第51号。以下「要綱」という。)第21条に基づき、社団法人日本ガス協会(以下「協会」という。)が行う住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)(都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器)(以下「補助金」という。)の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 協会が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びに要綱に定めるところによるほか、この業務方法書の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この業務方法書において、「ガスエンジン給湯器」とは、ガスエンジンユニット並びに貯湯ユニットから構成される、

熱の供給を主目的としたシステムをいう。

(交付の対象)

第4条 協会は、協会が指定した高効率給湯器(都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器)(以下「補助対象給湯器」という。)を導入する事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費のうち、別表に掲げる補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で当該補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。

2 前項に定める機器の指定は、高効率給湯器製造事業者等(以下「製造事業者等」という。)からの申請に基づき、協会が行うものとする。

3 補助対象給湯器は、以下の各号を満たした機器とする。

- (1) 総合効率が低位発熱量基準で80パーセント以上であること。
- (2) 小出力発電設備であること。
- (3) 別紙に定める設置対象施設に関する要件を満たす施設に導入されること。

(補助金の額)

第5条 前条第1項に規定する補助金の額は、補助対象経費の費目ごとに定額とし、金額については別に定める。

(申請者の募集及び申請者の定義)

第6条 協会は、予算の範囲内において申請者を募集する。

2 前項の申請者の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 住宅及び建築物に補助対象給湯器を導入、設置する者は「一般用申請者」という。
- (2) 販売を目的とした分譲又は建売等の住宅及び建築物に補助対象給湯器を導入、設置する者は「予定枠申請者」という。

(3) 前号の予定枠申請者から補助対象給湯器を購入する者は「確定申請者」という。

(一般用申請者の申込み)

第7条 一般用申請者は、補助金の申込みをしようとするときは、様式第1による補助金申込書に必要な応じて協会が指示した書類を添付して、協会に提出しなければならない。なお、一般用申請者が第三者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合については、対象設備に関するリース契約書(案)の写し及び対象設備に関するリース料計算書及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付して、協会に提出しなければならない。

(予定枠申請者の申込み)

第8条 予定枠申請者は、補助金の申込みをしようとするときは、様式第2による補助金予定枠申込書に必要な応じて協会が指示した書類を添付して、協会に提出しなければならない。

(一般用申請者の申込みの受付)

第9条 協会は、補助金申込書が協会に到着した日を受付日とし、当該申込書の受付を行うものとする。

2 協会は、補助金申込書が適正であると認めるときは、様式第3による補助金申込受理通知書により一般用申請者に通知し、適正でないと認めるときは、理由を付して不受理とした旨を一般用申請者に通知するものとする。

3 協会は、前項の補助金申込受理通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

4 受付日の期限等については、別に定める業務細則によるものとする。

(予定枠申請者の申込みの受付)

第10条 協会は、補助金予定枠申込書が協会に到着した日を受付日とし、当該申込書の受付を行うものとする。

2 協会は、補助金予定枠申込書が適正であると認めるときは、様式第4による補助金予定枠受理通知書により予定枠申請者に通知し、適正でないと認めるときは、理由を付して不受理とした旨を予定枠申請者に通知するものとする。

- 3 協会は、前項の補助金予定枠受理通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。
- 4 受付日の期限等については、別に定める業務細則によるものとする。

(設置工事の着工等)

第11条 一般用申請者又は予定枠申請者は、第9条第2項又は第10条第2項に規定する受理通知を受けた後、補助対象給湯器の設置工事(以下「設置工事」という。)を着工することができる。

- 2 一般用申請者又は予定枠申請者は、前項の受理通知を受けた日の属する会計年度の2月末日までに設置工事を完了しなければならない。
- 3 予定枠申請者は、第1項の設置工事を着工したときは、速やかに様式第5による設置工事着工届出書を協会に提出しなければならない。
- 4 予定枠申請者は、設置工事完了後、確定申請者に対し、補助金予定枠を付与することができる。
- 5 予定枠申請者は、第2項の期日までに設置工事を完了しなかったとき、又は第3項に規定する設置工事着工届出書を提出しなかったときは、前条第2項に規定する補助金予定枠申込により得た効力を失う。

(計画変更の承認)

第12条 一般用申請者は、補助対象給湯器の設置工事の内容を変更するときは、あらかじめ様式第6による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 予定枠申請者は、補助対象給湯器の設置工事の内容を変更するときは、あらかじめ様式第7による予定枠計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 協会は、前2項に規定する計画変更承認申請書又は予定枠計画変更承認申請書の内容が適正であると認めるときは、その旨を様式第8による計画変更承認通知書又は様式第9による予定枠計画変更承認通知書により、申請者に通知するものとする。

4 協会は、前項の通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(遅延等の報告等)

第13条 一般用申請者は、設置工事を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は設置工事の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第10による遅延等報告書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

2 協会は、前項の指示に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(一般用申請者の交付の申請及び設置工事完了の報告)

第14条 一般用申請者は、補助対象給湯器の設置工事を完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該会計年度の2月末日のいずれか早い日までに様式第11による補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)に次の各号に掲げる書面を添付して協会に提出しなければならない。なお、一般用申請者が第三者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合については、対象設備に関するリース契約書の写し及び対象設備に関するリース料計算書及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付して協会に提出しなければならない。

- (1) 補助対象給湯器の設置状態を示す写真
- (2) 補助対象給湯器の保証書の写し(機種名、日付等の記載があるもの。)
- (3) 協会が規定する補助対象給湯器領収金額証明書(領収書発行者が作成したもの。)
- (4) 協会が指定する公的証明書

個人にあつては、住民票原本(発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。)又は運転免許証の写し(有効期限内のもの。表裏両面の写し。)等とする。

法人にあつては、登記事項証明書又は登記簿謄本又は抄本(発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。)、官公庁から発行・発給された書類(有効期限内もしくは発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。)等とする。記載の氏名は申請者と同一のこと。記載住所は補助対象給湯器の設置場所と同一のこと。それが異なる場合は、一般

用申請者が補助対象給湯器を常時使用できることを証する書類等の写しを添付すること。

(確定申請者の申請及び完了報告)

第15条 確定申請者は、第11条第4項の規定による補助金予定枠の付与が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第12による補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)に次の各号に掲げる書面及び必要に応じて協会が指示した書類を添付して、協会に提出しなければならない。なお、確定申請者が第三者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合については、対象設備に関するリース契約書の写し及び対象設備に関するリース料計算書及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付して協会に提出しなければならない。

- (1) 補助対象給湯器の設置状態を示す写真(予定枠申請者が写真を提出済みの場合はこの限りではない。)
- (2) 補助対象給湯器の保証書の写し(機種名、日付等の記載があるもの。)
- (3) 協会が規定する補助対象給湯器領収金額証明書(領収書発行者が作成したもの。)
- (4) 協会が指定する公的証明書

個人にあつては、住民票原本(発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。)又は運転免許証の写し(有効期限内のもの。表裏両面の写し。)等とする。

法人にあつては、登記事項証明書又は登記簿謄本又は抄本(発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。)、官公庁から発行・発給された書類(有効期限内もしくは発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。)等とする。

記載の氏名は申請者と同一のこと。記載住所は補助対象給湯器の設置場所と同一のこと。それが異なる場合は、確定申請者が補助対象給湯器を常時使用できることを証する書類等の写しを添付すること。

(交付の決定)

第16条 協会は、第14条第1項又は第15条第1項の規定による補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得

財産等明細表)の提出があったときは設置工事が完了した事の審査を行った後、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第13又は様式第14による交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 協会は、前項の通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

3 協会は、補助金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第17条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第15による交付申請取下げ届出書を協会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 協会は、第14条第1項又は第15条第1項の補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)を受理後、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、様式第16による補助金の額の確定通知書により、補助事業者に速やかに通知するものとする。

(補助金の支払)

第19条 協会は、第18条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、これをとりまとめ、経済産業大臣に対し、当該補助金に係わる補助金の支払いを請求し、支払いを受けた後遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

(手続代行者)

第20条 第6条第2項に規定する申請者は、第7条第1項の補助金申込書、第8条第1項の補助金予定枠申込書、第11条第3項の設置工事着工届出書、第12条第1項又は第2項の計画変更承認申請書、第13条第1項の遅延等報告書、

第14条第1項又は第15条第1項の補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)、第17条の交付申請取下げ届出書、の手続きの代行について、補助対象給湯器の販売等をする者(以下「**手続代行者**」という。)に対して依頼することができるものとする。

2 手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。また、本手続の代行を通じて申請者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)に従って取り扱うものとする。

3 協会は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正な手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、協会の所管する契約の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とすること、並びに当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第21条 協会は、次の各号の一に該当すると認められる場合は、第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本業務方法書、業務細則又はそれらに基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 予定枠申請者が、第22条第1項の規定により、補助金の予定枠申込により得た効力を喪失した場合。

2 前項の規定は、第18条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 協会は、第1項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに関し、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はその指示に従わなければならない。

4 協会は、前項の返還を請求するときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

5 協会は、第3項に基づく補助金の返還については、同項により付された期限内に納付がない場合は、返還の期日の

翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を併せて補助事業者から徴収するものとする。

(予定枠申込の効力の喪失)

第22条 協会は、次の各号の一に該当すると認められる場合は、予定枠申請者が第10条第2項に規定する補助金の予定枠申込により得た効力を喪失させることができる。

(1) 予定枠申請者が、法令、本業務方法書、業務細則又はそれらに基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 予定枠申請者が、補助対象給湯器の導入、設置に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

2 前項の規定により効力を喪失した場合の扱いは、別に定める業務細則によるものとする。

(協会による調査等)

第23条 協会は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて、補助事業者及び予定枠申請者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(取得財産等の管理等)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、様式第17による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他の補助事業者の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は、滅失したときは、その旨を協会に届け出なければならない。

(取得財産等の処分の制限等)

第25条 補助事業者は、取得財産等の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定め

る耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間内において、当該取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第18による財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けて当該取得財産等を処分した場合において、協会の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 前項の補助金の返還については、第21条第5項の規定を準用する。

(補助事業の経理等)

第26条 補助事業者は、補助事業の経理についての帳簿を備え、補助事業以外の経理と明確に区分した上、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する協会の会計年度が終了した後5年間保存しなければならない。

(その他の必要な事項)

第27条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別にこれを定める。

附則

この業務方法書は、経済産業大臣の承認を受けた日(平成15年7月24日)から施行する。

附則

この業務方法書は、経済産業大臣の承認を受けた日(平成16年4月1日)から施行する。

附則

この業務方法書は、経済産業大臣の承認を受けた日(平成17年4月1日)から施行する。

附則

この業務方法書は、経済産業大臣の承認を受けた日(平成18年4月3日)から施行する。

附則

この業務方法書は、経済産業大臣の承認を受けた日(平成18年4月3日)から施行し、平成18年度予算に係る補助事業から適用する。

〔別表〕

補助対象経費の費目

費目	内容	補助率
機器費	都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器本体及び付属品であるリモコン、インバーター盤、マルチ切替器に係る機器購入費用(消費税及び地方消費税を除く)の一部。	定額
特殊工事費	都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器設置に伴う基礎工事費用、据付工事費用及びドレン配管工事費用(消費税及び地方消費税を除く)の一部。	定額

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(高効率給湯器導入支援事業)
(都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器)
業務細則

(目的)

第1条 社団法人日本ガス協会(以下「協会」という。)が、行う住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(高効率給湯器導入支援事業)は住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)(都市ガスを燃料とするガスエンジン給湯器)業務方法書(以下「業務方法書」という。)に定めるほか、この業務細則による。

(用語)

第2条 この業務細則で使用する用語は、業務方法書において使用する用語の例による。

- 2 業務方法書ならびに業務細則における熱出力は、ガスエンジンユニットの熱出力とする。
- 3 業務方法書第6条第2項第2号の販売を目的とした分譲又は建売等の住宅及び建築物とは、住宅及び建築物を建設してから販売するものをいい、いわゆる売建や建築条件付分譲のように販売してから建設するものを含まない。

(補助対象給湯器の要件)

第3条 補助対象給湯器の貯湯ユニットは、当該補助対象給湯器のガスエンジンユニットをエネルギー源とする熱のみを受け入れるものとする。

(補助対象給湯器の指定)

第4条 業務方法書第4条第2項に規定する製造事業者等からの機器指定の申請期間については、毎月20日から当月末日までとする。

2 協会は、業務方法書第4条第2項に規定する製造事業者等からの機器指定の申請があったときには、審査委員会で審査の後、同条第3項に定める条件に該当するものと認めるときは、当該製造事業者等に補助事業の対象となる機器として指定したことを通知するものとする。

(受付日の期限等)

第5条 業務方法書第9条第4項又は第10条第4項に規定する補助金申込書又は補助金予定枠申込書(以下「申込書」という。)の受付期限は、当該会計年度の2月10日までとする。ただし、2月10日が協会営業日以外の場合は、直前の協会営業日までとする。

2 協会は、申込書の受付を先着順に行うものとし、補助金申込額及び補助金予定枠申込額の合計が予算の範囲を超えた日をもって申込みの受付を停止し、予算の範囲を超えた日以降に到着した申込書は受け付けないものとする。

3 協会は、予算の範囲を超えた日に到着した申込書については、予算の範囲内で審査委員会にて抽選等を行い受け付けるものとする。

(添付書類の詳細)

第6条 業務方法書第7条第1項又は第8条第1項に規定する添付書類の詳細について、次の各号の通り定める。

(1)熱出力が5kW以下のガスエンジン給湯器において、設置対象施設に関する要件について熱負荷を用いる場合は、設置対象施設の熱負荷が年間23,000MJ以上あることを証する計算根拠を添付すること。

(2)熱出力が5kWを超え15kW以下のガスエンジン給湯器において、設置対象施設に関する要件について熱負荷を用いる場合は、設置対象施設の熱負荷が年間92,000MJ以上あることを証する計算根拠を添付すること。

(3)熱出力が15kWを超えるガスエンジン給湯器において、設置対象施設に関する要件について熱負荷を用いる場合は、設置対象施設の熱負荷が年間138,000MJ以上あることを証する計算根拠を添付すること。

(4)一般用申請者が第三者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合については、連名で共同申請すること。

(5)一般用申請者がESCO事業者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付け、さらにESCO事業者が設置事業者とパフォーマンス契約を締結し対象設備を貸し付ける場合については、三者が連名で共同申請するとともに、パフォーマンス契約(案)の写しを添付すること。

(6)ESCO事業者が対象設備を所有し設置事業者とパフォーマンス契約を締結して対象設備を貸し付ける場合については、連名で共同申請するとともに、パフォーマンス契約(案)の写しを添付すること。

(7)一般用申請者がエネルギーサービス事業者等とリース契約等を締結し対象設備を貸し付け、さらにエネルギーサービス事業者等が設置事業者とエネルギーサービス契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合については、三者が連名で共同申請するとともに、エネルギーサービス契約等(案)の写し並びにエネルギーサービス事業者等から設置事業者へのエネルギーサービス料金請求額のうち定額部分から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付すること。

(8)エネルギーサービス事業者等が対象設備を所有し設置事業者とエネルギーサービス契約等を締結して対象設備を貸し付ける場合については、連名で共同申請するとともに、エネルギーサービス契約等(案)の写し並びにエネルギーサービス事業者等から設置事業者へのエネルギーサービス料金請求額のうち定額部分から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付すること。

(申込書受理の通知)

第7条 業務方法書第9条第2項又は第10条第2項の規定による「通知」は、あくまでも補助金交付の予約であって、業務方法書第14条第1項又は第15条第1項の規定に定める補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものとする。

2 一般用申請者又は予定枠申請者が、補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)提出以前に、法令、業務方法書、本業務細則又はそれらに基づく協会の処分若しくは指示に違反したときは、前項に規定する予約

は失効するものとする。

(補助金予定枠の付与)

第8条 予定枠申請者は、業務方法書第11条第4項の規定により、確定申請者に対し補助金予定枠を付与するときは、確定申請者に対し協会より通知された予定枠番号及び建物内番号(通し番号)を通知するとともに、補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)の提出に必要な書類等を引き継ぐものとする。

(計画変更承認申請の承認等)

第9条 業務方法書第12条第1項又は同条第2項に規定する計画変更承認申請書又は予定枠計画変更承認申請書の提出期限は、業務方法書第9条第2項又は第10条第2項の受理通知を受けた日の属する会計年度の2月15日までとする。

2 協会は、補助金申込額を増額する計画変更承認申請書又は補助金予定枠申込額を増額する予定枠計画変更承認申請書については承認しないものとする。

3 一般用申請者又は予定枠申請者は、協会からの請求があったときは、計画変更承認申請書又は予定枠計画変更承認申請書の審査に必要な書類を提出するものとする。

(遅延等報告の申請期限)

第10条 業務方法書第13条第1項に規定する遅延等の報告の提出期限は、業務方法書第9条第2項の受理通知を受けた日の属する会計年度の2月15日までとする。

(補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書兼取得財産等明細表)の提出)

第11条 業務方法書第14条第1項又は第15条第1項に規定する完了の日とは、設置工事が完了し、かつ支払いを終了し、補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)の提出に必要な書類を全て揃えた日とする。

(添付書類の詳細)

第12条 業務方法書第14条第1項又は第15条第1項に規定する添付書面の詳細については、業務細則第7条の規定を準用する他、次の各号の通り定める。なお業務細則第7条の規定を準用する場合において、同条第4号から第8号までの規定中「一般用申請者」とあるのは「一般用申請者若しくは確定申請者」、「パフォーマンス契約(案)」とあるのは「パフォーマンス契約」、「エネルギーサービス契約等(案)」とあるのは「エネルギーサービス契約等」と読み替えるものとする。

(1)補助対象給湯器の設置状況を示す写真にあって、熱出力5kW以下のガスエンジン給湯器において設置対象施設に関する要件について床暖房等の温水末端を用いる場合は、接続ヘッダ一部分の写真を添付すること(温水末端の配管部分に印をつける。)

(2)予定枠申請者は、補助対象給湯器の設置状況を示す写真を一括して協会に提出することができる。予定枠申請者が補助対象給湯器の設置状況を示す写真を事前に一括して協会に提出した場合は、確定申請者は補助対象給湯器の設置状況を示す写真を添付する必要はない。

(3) 公的証明書は、個人にあっては、住民票原本(発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。)又は運転免許証の写し(有効期限内のもの。表裏両面の写し。)又は外国人登録証明書の写し(有効期限内のもの。表裏両面の写し。)等とする。

法人にあっては、固定資産税又は都市計画税課税証明書原本(年度ごとに発行されるもの)、法人市民税(所在証明書又は開設届出済証明書)証明書原本(年度ごとに発行されるもの)又は登記簿謄本(登記事項証明書)原本(発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。)又は青色申告書の写し(直近の会計年度に税務署に提出したもの)等とする。

(4)公的証明書等において、記載住所が補助対象給湯器の設置場所と異なる場合は、一般用申請者または確定申請者が補助対象給湯器を常時使用できることを証する営業証明書、賃貸借契約書、リース契約書、エネルギーサービス契約書等を添付すること。

(5)保証書は、ガスエンジン給湯器または、主たるガスエンジンユニットのものとし、機器設置完了後に渡される日付の入

ったものとする。

(交付の決定)

第13条 協会は、業務方法書第14条第1項又は第15条第1項に規定する補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書兼取得財産等明細表)の提出があったときは審査委員会で審査の後、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。この場合において、協会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

(予定枠申込により得た効力の喪失に係る扱い)

第14条 協会は、業務方法書第22条第1項の規定により補助金の予定枠申込により得た効力を喪失させた場合は、予定枠申請者に対し通知するものとする。

2 協会は、当該補助金予定枠を付与された確定申請者が、既に当該予定枠申込に係る交付決定を受けているときは、確定申請者に対し業務方法書第21条第1項第4号の規定により交付の決定を取消し、通知するものとする。

(取得財産等の処分の承認)

第15条 業務方法書第25条第1項及び様式第13、様式第14に規定する取得財産等の法定耐用年数は、6年とする。

2 業務方法書第25条及び様式第13、様式第14に規定する処分とは、補助対象給湯器を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し(補助事業者が貸与することを目的として当該財産を取得した場合を除く。)、廃棄し、又は担保提供等に供する場合とする。

附則

この業務細則は、平成15年7月25日から施行する。

附則

この業務細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この業務細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この業務細則は、平成18年4月1日から施行する。